

都市計画区域外
10,000m²
以上

市街化区域以外の
都市計画区域

5,000m²
以上

市街化区域

2,000m²
以上

一定面積以上の土地取引には
国土利用計画法に基づく

届出が必要です!

1

届出期限は、契約締結
日を含めて2週間以内
です。

2

届出は、市町村長を経
由して都道府県知事又
は政令市長に対して行
います。

3

届出がなされた土地に
ついて利用目的の審査
が行われます。

4

届出をしなかった場合
は、罰せられます。

詳しくは土地の所在地の都道府県または政令市にお問い合わせ下さい。



国土交通省

http://www.tochi.nla.go.jp/02_04.html